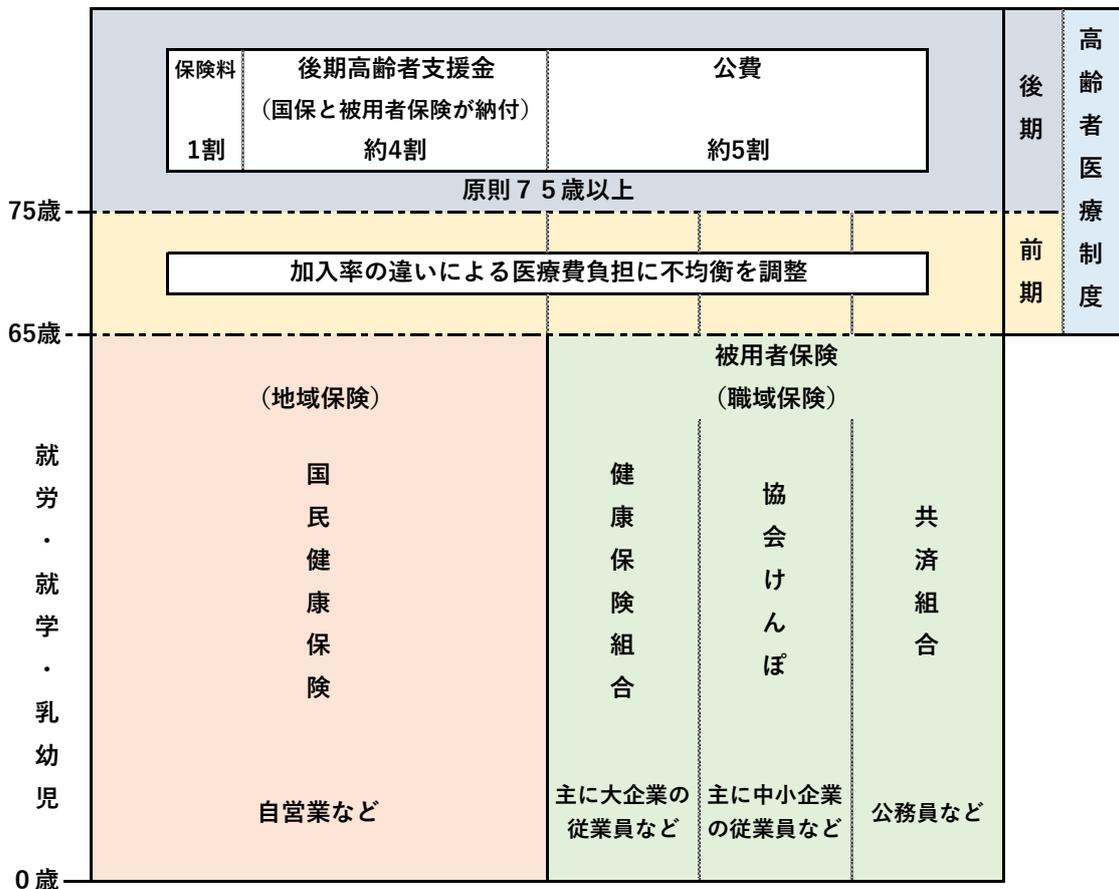


高齢者医療制度について

日本の医療保険制度は、企業等に雇われた会社員などが加入する被用者保険（職域保険）と自営業者や定年退職者などが加入する国民健康保険（地域保険）、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度に分けられます。

被用者保険には、主に大企業の従業員が加入する健康保険組合と主に中小企業の従業員が加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）、公務員が加入する共済組合があります。

医療保険制度の概要



① 高齢者医療制度

(ア) 前期高齢者医療制度

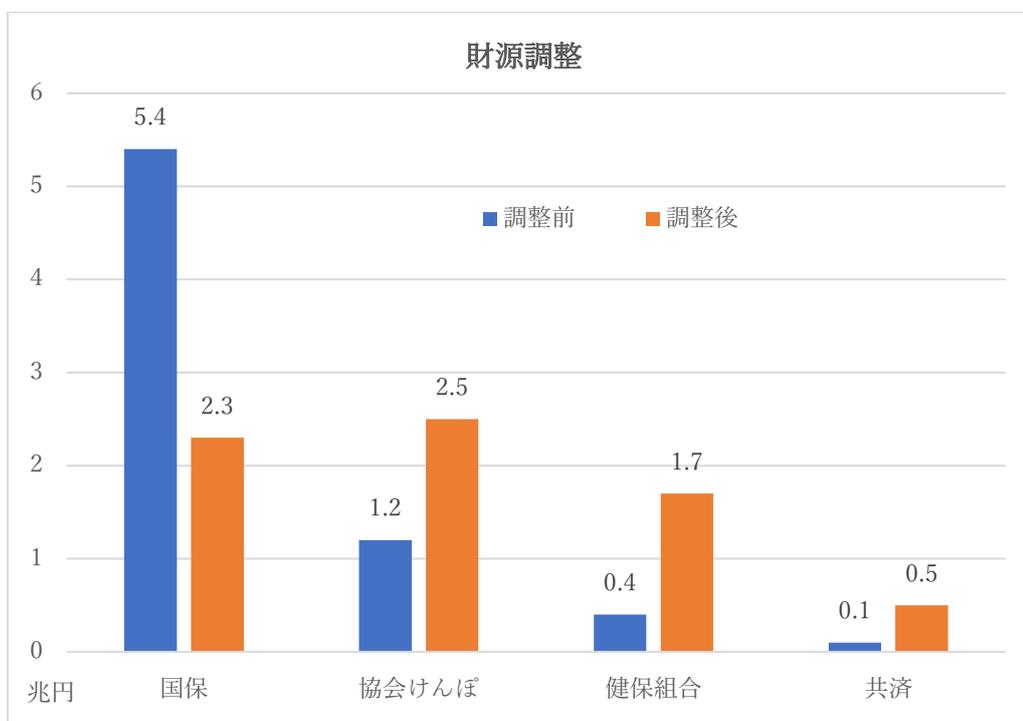
所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢期になると国保に加入するため、65歳～74歳までの方の医療費を調整するためのものです。「前期高齢者納付金」として被用者保険が3.1兆円を拠出し、国保に交付されます。

<財源調整>

(兆円)

| | 国保 | 協会けんぽ | 健保組合 | 共済組合 | 合計 |
|-----|------|-------|------|------|-----|
| 調整前 | 5.4 | 1.2 | 0.4 | 0.1 | 7.1 |
| 調整後 | 2.3 | 2.5 | 1.7 | 0.5 | 7.1 |
| 増減 | -3.1 | 1.3 | 1.3 | 0.4 | |

対象者:約 1680 万人 (2021 年厚労省予算案ベース)



(イ) 後期高齢者医療制度

原則として、75歳以上の方が加入する独立した医療制度です。患者負担を除いた医療費を公費と保険で半分ずつ賄っています。保険の内訳は、被保険者が約1割、国保と被用者保険が約4割となっています。「後期高齢者支援金」として国保が1.9兆円、被用者保険が4.9兆円を拠出しています。健康保険組合の支援金は2.0兆円で、患者負担を除く医療費16.5兆円の12.1%となっています。2022年に団塊世代が後期高齢者入りすることで支援金が急増し、

保険料率を大幅に引き上げるか解散する健保組合が増える可能性があります。この「後期高齢者支援金」、各医療保険者の加入者数に応じて決められていましたが、2010年度から総報酬割が段階的に導入され、健保組合等の報酬額の高い保険者には、より高い「後期高齢者支援金」が課せられることになりました。

＜後期高齢者医療制度の財源＞

(兆円)

| 公費 | 高齢者の保険 | 協会けんぽ | 健保組合 | 共済 | 国保 | その他 | 患者負担 | 合計 |
|-----|--------|-------|------|-----|-----|-----|------|------|
| 7.8 | 1.4 | 2.2 | 2.0 | 0.7 | 1.9 | 0.5 | 1.4 | 17.9 |

対象者:約 1820 万人 (2021 年厚労省予算案ベース)

＜総報酬割の導入と保険料率＞

| | | 2010 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 |
|---------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 総報酬割の割合 | | 1/3 | 1/2 | 2/3 | 全面 |
| 保険料率 | 道新健保 | 6.5% | 8.5% | 8.5% | 8.5% |
| | 健保連平均 | 7.67% | 9.04% | 9.11% | 9.17% |